

松本市感染症予防計画概要

○策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後起こり得る新興感染症の発生や感染症のまん延時に備え、国、県及び関係機関との連携協力による医療体制の確保、保健所や検査体制の強化、ワクチン接種の実施体制を確保する。

※令和4年(2022年)感染症法改正により保健所設置市においても感染症予防計画策定が義務付けられる。

○目的

感染症による健康危機に対し、市民の生命及び健康を守るため、平時からの感染症対策に取り組み、感染症発生時には迅速な対応を行えるよう推進する。

○検討・策定体制

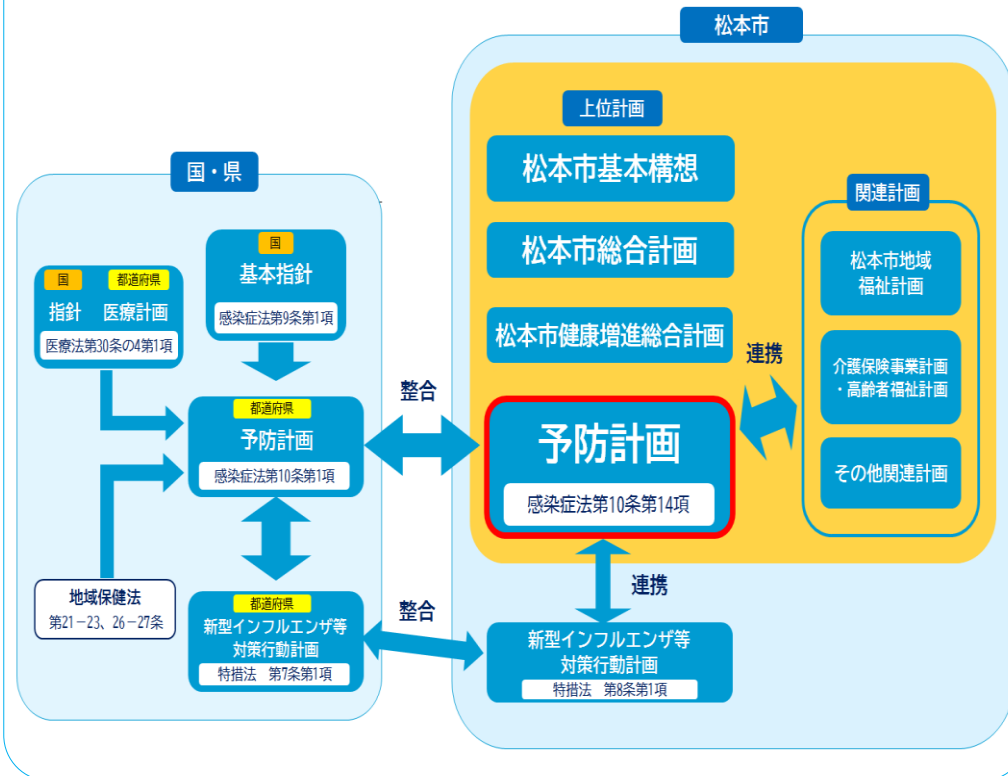
外部の有識者による松本市感染症対策委員会を設置
庁内関係課による庁内連絡会議を設置

○計画期間

令和6年度(2024年度)から
令和11年度(2029年度)まで(6年間)

○計画の位置付け

- ・感染症法に基づき、次の感染症危機に備えるため、国の基本指針及び県が定める予防計画に即し、新たに市の予防計画を定める。
- ・地域保健法や新型インフルエンザ等対策行動計画との連携・整合性を図る。
- ・「松本市総合計画」の基本構想や関連する諸計画との連携・整合性を図る。



松本市感染症予防計画構成

第1章 感染症予防を推進するための基本的な方向

<第1 計画策定について>

- 1 趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

<第2 基本的な対策の方向性>

- 1 事前対応型行政の構築
- 2 社会全体の予防に重点を置いた対策
- 3 人権の尊重
- 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 5 市の果たすべき役割
- 6 関係機関等の果たすべき役割
- 7 検疫所等との協力・連携
- 8 県との連携

第2章 感染症対策全般（新興感染症を含む。）

<第1 感染症対策の基本的な考え方>

<第2 現状と課題>

- 1 予防・まん延防止の取組み
- 2 医療提供体制・自宅療養等支援体制

<第3 目指すべき方向>

<第4 施策の展開>

- 1 市民等が感染症に対する理解を深め適切に行動できる体制の整備
- 2 早期の受診・検査により患者が適切な行動がとれる体制及び接触者が適切な行動がとれる体制の整備
- 3 入院が必要な患者が適切な医療を受けられる体制の整備
- 4 入院を要しない患者が症状に応じて適切に療養できる体制の整備

第3章 結核対策

<第1 現状と課題>

- 1 結核患者
- 2 保健所等における結核対策

<第2 目指す方向性と施策の展開>

- 1 市民の取組みとして望まれること
- 2 関係機関・団体の取組みとして望まれること
- 3 市の取組み（施策の展開）

第4章 性感染症対策

<第1 現状と課題>

- 1 性感染症の発生動向
- 2 保健所における予防対策

<第2 目指すべき方向と施策の展開>

- 1 市民の取組みとして望まれること
- 2 関係機関・団体の取組みとして望まれること
- 3 市の取組み（施策の展開）

第5章 動物由来感染症対策

<第1 現状と課題>

- 1 日本や外国で実際に発生している主な動物由来感染症
- 2 主な動物由来感染症の発生動向
- 3 課題

<第2 目指すべき方向と施策の展開>

- 1 市民の取組みとして望まれること
- 2 関係機関・団体の取組みとして望まれること
- 3 市の取組み（施策の展開）

第6章 予防接種（新興感染症を除く。）

<第1 現状と課題>

- 1 定期予防接種の概要
- 2 定期予防接種の対象疾患の発生動向
- 3 予防接種実施（接種）状況
- 4 安全で確実な接種体制構築のための取組み
- 5 定期予防接種以外の任意接種

<第2 目指すべき方向と施策の展開>

- 1 市民の取組みとして望まれること
- 2 医療機関の取組みとして望まれること
- 3 市の取組み（施策の展開）

第1章 感染症予防を推進するための基本的な方向

基本的な対策の方向性

事前対応型行政の構築

感染症に関する情報収集・発信
発生・まん延防止に重点を置いた施策の推進

社会全体の予防に重点を置いた対策

予防に対する市民の意識向上
患者に対する適切な医療の提供

人権尊重

患者個人の意思や人権を尊重した医療提供
差別や偏見の解消のための正しい知識の普及啓発

健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症まん延防止のための健康危機管理体制の構築

実現するための果たすべき役割

市の果たすべき役割

- ・正しい知識の普及
- ・感染症に携わる人材の養成、資質向上、確保
- ・検査体制の整備
- ・相談、医療提供、療養支援体制の整備
- ・学校、社会福祉施設等との連携

関係機関等の果たすべき役割

市民：感染症に関する正しい知識を持ち必要な行動をとる
人権への配慮
医療・福祉関係者：良質かつ適切な医療提供
施設における感染症予防体制構築
獣医療関係者：感染症の予防 動物の適正管理
食品・環境衛生関係者：飲食及びねずみ族、昆虫等を介した感染症の予防

検疫所等との協力・連携

- ・感染症流行期の水際対策の実施
- ・信州まつもと空港国際化への対応

県との連携

- ・松本圏域の医療提供体制の確保
- ・流行状況の把握・分析、関係機関への情報提供

第2章 感染症対策全般（新興感染症を含む。）における課題

感染症対策の基本的な考え方

- 感染症の発生予防やまん延防止を図るため、発生状況の早期把握、関係機関との連携、市民一人ひとりが感染症予防に対する意識の高揚を図るための対策を講じていく。
- 今般の新型コロナウイルス感染症対策の教訓を踏まえ、今後起こり得る新興感染症に対し、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の命と健康を守るため、平時からその対策を推進する。

新型コロナ対応から見た主な課題

情報発信の課題

- ・ 正しい知識と情報の不足
- ・ 対策変更時の周知不足
- ・ 差別・偏見防止のための啓発

検査体制の確保

- ・ 検査数の増加に伴う民間検査機関との連携の必要性
- ・ 検体採取を行う場と人の不足

ワクチン接種体制の整備

- ・ ワクチンに関する情報提供
- ・ ワクチン接種体制の整備（医療従事者の確保等）

医療提供体制の整備

- ・ 医療提供体制の確保
- ・ 医療機関と保健所間の連携
- ・ 医療機関の機能分化

保健所の体制機能強化

- ・ 保健所業務のひっ迫
- ・ 事業継続のための計画の策定
- ・ DX化等による業務の効率化

自宅・施設等療養者への支援

- ・ 在宅医療等の確保
- ・ 療養中の高齢者に対する医療と介護の問題

感染症対策全般（新興感染症を含む。）に係るロジックモデル

個別施策 (アウトプット)

【予防】

感染症の発生動向に関する情報収集・分析及び対策の企画検討体制の整備

感染症の発生状況や予防等に関する情報発信及び相談体制の整備

新興感染症に対するワクチン接種体制の整備

【まん延防止】

有症状者に対応する相談支援体制の整備

病原体の検査体制の整備

保健所の体制確保（積極的疫学調査等を行う人材の確保、資質向上）

【入院医療提供体制】

患者等を移送する体制の整備

入院調整に係る連携体制の推進

【自宅療養等体制】

宿泊療養施設・社会福祉施設等での療養支援体制の整備

自宅療養者への健康観察・療養支援体制の整備

保健所の体制確保（健康観察等を行う人材の確保、資質向上）

中間成果 (中間アウトカム)

【予防】

市民等が感染症に対する理解を深め適切に行動できる

【まん延防止】

早期の受診・検査により患者が適切な行動をとれる

接触者が適切な行動をとれる

【入院医療提供体制】

入院が必要な患者が適切な医療を受けられる

【自宅療養等体制】

入院を要しない患者が症状に応じて適切に療養できる

目指す姿 (最終アウトカム)

感染拡大が可能な限り抑制され、市民の生命及び健康が守られている

※ロジックモデルとは
計画の目標である長期成果（最終アウトカム）を設定した上で、それを達成するために必要となる中間成果（中間アウトカム）を設定し、当該中間成果を達成するために必要な個別施策を設定する等、計画が目標を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの

第2章 感染症対策全般（新興感染症を含む。）

予防

感染症の情報分析及び企画検討

- ・松本市感染症対策委員会による対策検討
- ・発生動向の把握・分析、ゲノム解析
- ・健康危機発生時における市対策本部の設置

情報発信

- ・平時から感染症の発生動向に関する情報発信
- ・様々な媒体による速やかな情報提供
- ・施設等への感染症予防に関する情報提供

新興感染症に対するワクチン接種体制

- ・医療機関の確保及び集団接種会場の設置等の接種体制の確保
- ・ワクチン接種予約相談窓口の設置

入院医療提供体制

患者等を移送する体制

- ・民間移送業者との協定及び消防機関との協定締結
- ・移送車両、資機材の整備
- ・#7119（救急安心センター）の利用の周知

入院調整に係る連携体制

- ・松本圏域合同調整本部の設置
- ・松本圏域救急・災害医療協議会病院長等会議の開催
- ・医療機関への人材派遣

まん延防止

各種相談体制

- ・相談窓口の設置（受診相談センター、一般相談、誹謗中傷相談）
- ・電話以外の相談体制及び多言語対応の体制の整備

病原体の検査体制

- ・医療機関、民間検査機関との協定締結
- ・PCR検査センターの設置 ・県環境保全研究所との連携

保健所の体制

- ・健康危機発生時の保健所機能の強化
- ・保健所人員の確保（庁内応援、IHEAT要員の養成）
- ・市立病院との連携
- ・保健所職員等に対する研修及び訓練の実施
- ・個人防護具等の備蓄

自宅療養等体制

宿泊療養施設・高齢者施設等の療養支援

- ・宿泊療養施設、高齢者施設等で療養する患者への医療提供体制の整備
- ・社会福祉施設等への感染管理の専門家の派遣
- ・社会福祉施設等における平時からの感染予防対策の取組み、感染防護具の備蓄

自宅療養者への健康観察・療養支援

- ・健康観察・支援窓口の設置 ・自宅療養中の生活支援
- ・介護サービス等の提供体制の確保
- ・自宅療養の備えの周知 ・健康観察機器の整備

現状と課題

- 新規登録患者に占める高齢者割合の増加
- 外国出生患者の増加
- 患者発見の遅れ

施策の展開

- 予防に向けた対策
 - ・BCG接種に関する知識普及・接種勧奨
- 患者の早期発見・まん延予防の対策
 - ・定期健康診断の受診勧奨
 - ・医療機関に対する情報発信
 - ・積極的疫学調査の実施
- 高齢者施設への対策
 - ・高齢者施設職員等に対する研修等の実施
 - ・患者への治療継続のための支援
- 外国出生患者への対策
 - ・外国人労働者を雇用する企業への研修
 - ・外国出生患者への療養生活支援
- 人権の尊重に向けた結核に対する正しい知識の普及
- 結核に携わる人材の育成

連携する関係機関・団体

- 医療機関
- 高齢者施設等
- 企業

現状と課題

- 梅毒の増加に対する予防啓発の必要性
- エイズ発症前における早期発見
- 早期受診検査につなげるための体制整備
- 患者及びパートナーへの療養生活指導、診断治療の推進
- HPVワクチンの接種に対する正しい情報の提供
- 若年層に対する予防行動に関する性教育

施策の展開

- 予防に向けた対策
 - ・HPV感染症についての知識の普及とHPVワクチンの接種勧奨
 - ・性感染症予防に関する教育の推進
 - ・先天性梅毒について母子保健における予防指導
- 早期発見・まん延予防対策
 - ・無料検査の実施及び利便性の向上
 - ・専用電話による相談支援
 - ・若年層に対する普及啓発活動
- 人権の尊重に向けた正しい知識の普及

連携する関係機関・団体

- 医療機関
- 学校
- 高齢者施設等

第5章 動物由来感染症対策

現状と課題

- 動物から人に感染する病気（動物由来感染症）に関する正しい知識の普及
- 動物との節度ある接触、接触後の手洗い励行等の習得などの予防行動の周知
- 国際的な人の移動の活発化に伴う海外から持ち込まれる事例の増加と海外渡航時の注意喚起
- 蚊・ダニに刺されない予防対策

施策

- 情報提供・普及啓発
 - ・市内の発症状況の公表及び予防対策の周知
 - ・海外渡航時の注意喚起
 - ・ワンヘルス（人と動物の健康と環境の健全性）の普及啓発
- 発生状況の把握と積極的疫学調査
- 動物所有者等への指導・周知
- 蚊媒介感染症のまん延防止対策
 - ・防蚊対策と献血の回避等の療養生活上の指導
 - ・適切な蚊の駆除等

連携する関係機関・団体

- 医療機関
- 獣医師
- 家畜・家さん飼育者、動物取扱事業者

第6章 予防接種（新興感染症を除く。）

現状と課題

- 定期予防接種
 - ・接種効果とリスクに関する正しい情報の提供
 - ・接種率維持・向上
- 麻しん・風しん予防接種
 - ・国による特定感染症予防指針に基づく対策
 - ・免疫の獲得のため2回接種の完了の必要性
- ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症予防接種
平成25年(2013年)6月積極的勧奨差し控え後、令和4年(2022年)4月接種勧奨再開。今後の実施率向上のための対策の必要性
- 間違い接種防止

施策

- 接種率向上のための接種勧奨・相互乗り入れ制度への参加
- 予防接種の正しい知識の情報発信や啓発
- 適切かつ安全な予防接種を行うための医療機関への周知
- まん延リスクの高い麻しん・風しんワクチンの接種率向上
- HPVワクチンの正しい知識の普及と接種勧奨
- 健康被害救済制度に基づく健康被害への支援

連携する関係機関・団体

- 医療機関